



平成 22 年度

税制改正のお知らせ

発行：税理士法人タックス・ワン

1 法人課税

(1) 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

特殊支配同族会社がその業務主宰役員に対して支給する役員給与のうち、給与所得控除額相当部分を法人段階で損金不算入とする制度が廃止されます。

適用時期

平成 22 年 4 月 1 日以後終了する事業年度

(2) 租税特別措置等

中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が一定の機械等を取得した場合の特別償却または特別税額控除制度の適用期限が 2 年延長されます。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入特例の延長

中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合に即時償却(300 万円が限度)ができる同制度の適用期限が 2 年延長されます。

中小企業等基盤強化税制の拡充

中小企業者等が情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却または特別税額控除制度の対象に一定のセキュリティ要件を備えた仮想化ソフトウェア等が追加されます。(従来の情報基盤強化税制は廃止)

研究開発促進税制の延長

試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度の適用期限が 2 年延長されます。

交際費等の損金算入特例の延長

中小法人に係る交際費等の損金算入の特例が 2 年間延長されます。

適用時期

は平成 24 年 3 月 31 日まで延長

は平成 23 年 3 月 31 日まで

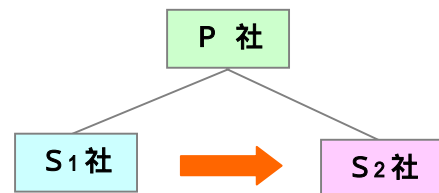
(3) グループ法人税制の整備等

グループ内取引等に係る税制

100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことによる譲渡損益は、その資産をグループ外に移転等する際に、その移転を行った法人において計上する制度が創設されます。

また、100%グループ内の内国法人間の寄附金については、支出法人においてその支出した寄附金の全額が損金不算入とされるとともに、受領法人において受けた受贈益の全額が益金不算入となります。

譲渡取引時の課税関係



工場の土地・建物を譲渡

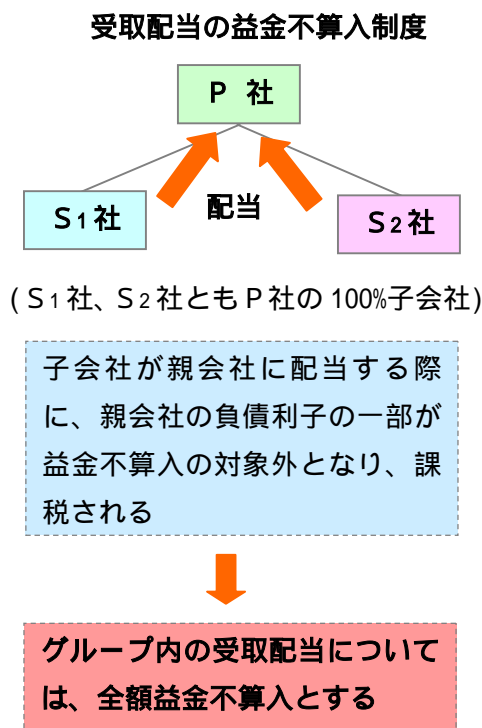
(S1社、S2社ともP社の100%子会社)

譲渡時に土地の含み損益が課税



グループ内の資産の譲渡取引において生ずる損益については課税を繰り延べる

さらに、100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととされます。



中小企業向け特例措置の適用制限

資本金の額または出資金の額が5億円以上の親会社の場合、その100%子会社である中小法人に対しては、以下の特例が適用されなくなります。

- (イ) 法人税の軽減税率
- (ロ) 特定同族会社の特別税率の不適用
- (ハ) 貸倒引当金の法定繰入率
- (ニ) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
- (ホ) 欠損金の繰戻しによる還付制度

適用時期

平成22年10月1日から適用

(ただし、の内の受取配当の益金不算入制度、の中小企業向け特例措置の適用制限については、平成22年4月1日以後開始する事業年度より適用)

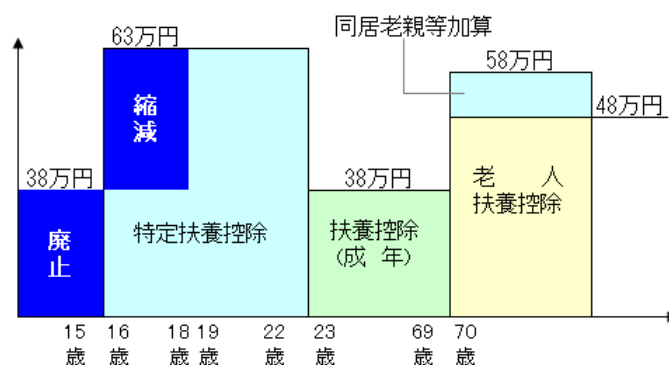
2 所得課税

(1) 諸控除の見直し

扶養控除の見直し

年少扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳未満の者)に係る扶養控除は廃止され、また、特定扶養控除(扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の者)のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(所得税25万円、個人住民税12万円)が廃止されます。(扶養控除の額は所得税が38万円、個人住民税が33万円)。

所得税の扶養控除の見直し



同居特別障害者加算の特例の改組

扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除または配偶者控除の額に35万円を加算する特例措置が、同居特別障害者に対する障害者控除の額を75万円(個人住民税53万円)に引き上げる措置に改められます。

適用時期

平成23年分所得税から適用

(個人住民税は平成24年度分から適用)

(2) 金融証券税制

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

20歳以上の居住者等が非課税口座で管理する上場

株式等の配当所得や譲渡所得等のうち一定の要件に該当するものについて、非課税とする制度が創設されます。

制度の概要

- ◆ 口座開設数：年間 1 人 1 口座
(毎年異なる金融機関に口座開設可能)
- ◆ 口座開設期間：平成 24～26 年までの 3 年間
(未使用枠は翌年以降繰越不可)
- ◆ 非課税投資額：新規投資額で毎年 100 万円を上限
- ◆ 非課税投資総額：最大 300 万円
- ◆ 保有期間：最長 10 年間(途中売却自由、ただし売却部分の再利用不可)

非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額はないものとみなされます。

適用時期

平成 24 年 1 月 1 日

(上場株式等の配当及び譲渡益に対する 20%本則税率化にあわせて導入)

生命保険料控除の改組

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る生命保険料控除は、その適用限度額が以下の ~ のとおりとなり、各保険料控除の合計適用限度額はそれ以前の契約と合わせて所得税 12 万円(個人住民税 7 万円)となります。

一般生命保険料控除(遺族保障)

控除限度額 / 所得税 4 万円、個人住民税 2.8 万円

介護医療保険料控除(介護・医療保障)

控除限度額 / 所得税 4 万円、個人住民税 2.8 万円

個人年金保険料控除(老後保障)

控除限度額 / 所得税 4 万円、個人住民税 2.8 万円

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等については従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(所得税 5 万円、個人住民税 3.5 万円)となります。

適用時期

平成 24 年分以後の所得税

(個人住民税は平成 25 年度分以後)

上場株式等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成 22 年 12 月 31 日まで適用した上、廃止されます。

平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限(平成 22 年 12 月 31 日)をもって廃止されます。

3 資産課税

(1) 住宅関係

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

非課税限度額(現行 500 万円)が以下のように引き上げられます。

- ◆ 平成 22 年中の住宅取得等資金の贈与

1,500 万円

- ◆ 平成 23 年中の住宅取得等資金の贈与

1,000 万円

適用対象となる者は、贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の場合に限ります。

適用時期

平成 23 年 12 月 31 日まで。

ただし、平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、現行の制度との選択適用となります。

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例

特別控除の上乗せ(現行 1,000 万円)の特例を適用期限(平成 21 年 12 月 31 日)をもって廃止し、贈与者の年齢要件の特例は適用期限が 2 年延長されます。

適用時期

平成 23 年 12 月 31 日まで

(2) その他

小規模宅地等の課税の特例の見直し

小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例について、相続人等による事業または居住の継続への配慮という制度趣旨を踏まえて以下の見直しが行われます。

- ◆ 相続人等が相続税の申告期限まで事業または居住を継続しない宅地等(現行 200 m²まで 50%軽減)を適用対象から除外
- ◆ 居住または事業を継続する者とし不在者が宅地等を共同相続した場合には、取得した者ごとに適用要件を判断
- ◆ 居住用の部分と貸付用の部分があるマンションの敷地等については、それぞれの部分ごとに按分して軽減割合を計算
- ◆ 居住用の宅地等が複数ある場合は、主として居住の用に供されていた一つの宅地等に限られることを明確化

適用時期

平成 22 年 4 月 1 日以後の相続または遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用

小規模宅地等の課税の特例の見直し

宅地等		現行		改正案		
		上限面積	軽減割合	上限面積	軽減割合	
事業用	事業継続	400 m ²	80%	400 m ²	80%	
	非継続	200 m ²	50%	-	-	
	不動産 貸付	事業継続	200 m ²	50%	200 m ²	50%
		非継続	200 m ²	50%	-	-
居住用	居住継続	240 m ²	80%	240 m ²	80%	
	非継続	200 m ²	50%	-	-	

→ 適用対象から除外

(注) 事業継続または居住継続とは、相続税の申告期限(相続開始後 10 ヶ月)まで事業または居住を継続する場合をいう。

4 その他

燃料課税

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について現行の 10 年間の暫定税率は廃止されます。当分の間、現在の税率水準を維持することとなりました。

ただし、原油価格の異常な高騰時には、本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講ずることとしています。

自動車重量税

グリーン化(一定の排出ガス性能・燃費性能を備えた車に対する免税及び軽減措置)を行いながら、暫定税率による上乗せ分のうち国分の約 2 分の 1 に相当する規模の税負担の軽減が行われます。

たばこ税

たばこ税について、1 本当たり 3.5 円(国、地方それぞれ 1.75 円)の税率が引き上げられます

適用時期

及び は平成 22 年 4 月 1 日から
は平成 22 年 10 月 1 日から適用



税理士法人タックス・ワン

東京都千代田区神田佐久間町 2-7-302

TEL 03-5823-2051 FAX 03-5823-2052

<http://www.tax-one.net>